

災害廃棄物の処理に関する

基本協定書

岩手県 静岡県

岩手県（以下「甲」という。）と静岡県（以下「乙」という。）は、東日本大震災により岩手県山田町及び大槌町で発生した災害廃棄物の処理（運搬、処分又は再生をいう。以下同じ。）を行うための基本的な事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、被災地である岩手県山田町及び大槌町の復旧復興を支援するため、静岡県内において引き受ける災害廃棄物の円滑な処理を図ることを目的とする。

（災害廃棄物の種類及び受入基準）

第2条 この協定に基づき、静岡県内の廃棄物処理施設において受け入れる災害廃棄物の種類については、角材・柱材等の木材を破砕したものであって、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 放射性セシウム濃度が1キログラム当たり100ベクレルを超えないこと。
- (2) 空間線量率がバックグラウンドの空間線量率の3倍以上にならないこと。
- (3) 遮蔽線量率が1時間当たり0.01マイクロシーベルトを超えないこと。

2 甲は、前項に定める基準に適合しないものについては搬出しないものとする。

3 乙は、甲が搬出した災害廃棄物を静岡県内で密閉型コンテナ（以下「コンテナ」という。）を鉄道貨物から道路貨物に載せ替えるとき、コンテナ積み込み後の空間線量率が第1項第2号に定める基準に適合しないものについては、甲と協議の上、甲に返却するものとする。

（甲乙間の委託による災害廃棄物の処理）

第3条 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき岩手県山田町及び大槌町から事務の委託を受けた、前条第1項の基準を満たす災害廃棄物の処理を乙に委託する。

2 前項の場合において、委託する災害廃棄物の数量その他必要な事項について、あらかじめ、乙と協議するものとする。

3 乙は、第1項の規定に基づき甲から受託した災害廃棄物の処理の一部を、静岡県内の市町又は一部事務組合（以下「静岡県内市町等」という。）に委託して実施するものとする。

4 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理に関し、当該処理を行う静岡県内市町等と必要な調整を行うものとする。

（災害廃棄物の運搬）

第4条 前条に規定する災害廃棄物は、甲が岩手県山田町及び大槌町から静岡県内積替え地まで運搬し、乙が静岡県内積替え地から静岡県内市町等の中間処理施設まで運搬する。ただし、静岡県内において積み替えを行わない場合は、この限りでない。

（運搬等の委託契約の締結）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理に当たり、この協定とは別に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき必要となる災害廃棄物の運搬及び処分の委託契約が関係者間で締結されるように調整するものとする。

（災害廃棄物の放射性物質濃度等の検査等）

第6条 災害廃棄物の処理に当たり、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる

者は同表右欄に定める検査を行うものとする。

区分	検査者	検査する内容
岩手県山田町又は大槌町の仮置場に災害廃棄物が保管されているとき	甲	放射性物質濃度（セシウム134及びセシウム137の合計値。以下同じ。）及び空間線量率
中間処理施設において災害廃棄物を処理するとき	静岡県内市町等	排ガス及び焼却灰の放射性物質濃度並びに空間線量率
最終処分場において中間処理後の焼却灰等を埋め立てたとき	静岡県内市町等	空間線量率

2 災害廃棄物の処理に当たり、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる者は静岡県内市町等及び甲と協議の上、同表右欄に定める検査を行うことができるものとする。

区分	検査者	検査する内容
仮置場において災害廃棄物をコンテナに積み込むとき	乙	遮蔽線量率及び第2条に規定する災害廃棄物の種類
静岡県内においてコンテナを鉄道貨物から道路貨物に載せ替えるとき	乙	コンテナ積み込み後の空間線量率

3 前2項の場合において、国が直接検査を行うときは、検査者は国が行う検査結果を確認するものとする。

(経費の負担)

第7条 この協定に基づく災害廃棄物の処理に係る経費の負担については、別途、委託契約により定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成26年3月31日までとする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を所持する。

平成24年5月14日

(甲) 岩手県知事

達増拓也

(乙) 静岡県知事

川勝平太

1000

1000